

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

第 3 3 回 公 判

堂々たる原告側の最終陳述
被告の国は逃げ、結審は次回に

さる9月29日、第33回公判が開かれた。松山地裁の庭にはいつものように傍聴券を得るための行列ができていた。今日は結審になるかもしれないというので、地元の人たちとともに、松山の労組の人たちや、四国、中国、大阪などの原水禁関係の人たちも行列に参加し活気に満ちていた。傍聴券の手渡しが終わった後、各地の電力会社などからきたらしい被告側の傍聴人たちが、早くから並んでいたのに傍聴できなくなった、と裁判所職員に文句をつける光景も見られた。

原告側から提出予定の最終準備書面が未到着のため、午前中は柏木裁判長が、双方から提出されている文書や証拠を確認する作業を進める。ひる前、弁護団はじめ多くの人たちの協力によって作られた労作、最終準備書面が到着し、ひるの休延中に裁判所と被告に手渡された。午後の開廷前に、被告の国側は、原告側の最終準備書面は膨大(約930頁)なので、結審は次回にしてほしいとの意向を伝えてきた。原告側は、国がどうであれ、こちらは最終陳述を予定通り行うと通告。

午後の法廷では、約3時間にわたり、藤田弁護団長以下の出席全代理人と二名の原告から、最終陳述が堂々と展開された。最初に立

った藤田弁護士は、本法廷の弁論で追いつめられた国側が、社会的な安全の概念なるものを持ち出して、危険な原発を安全と言いくるめようとしていることを理論整然と反論し、裁判所が本法廷での論争を虚心に判断するよう要請した。久米弁護補佐人は、法廷は原子力学会で無いし、裁判所は高度に専門的なことがらを判断する能力を持っていない、との国の主張が虚偽であり、科学論争に敗れた国の逃げ口上にすぎないと反論。

ついで立った福野、浪下両原告は、こどもも、本法廷の審理を通して、また、自らの経験によって、国の安全のおすみ付きが、いかに信頼の置けないものであるかを知ったと強調し、公正な判断を要望した。仲田弁護士は、なぜ原告らが伊方原発設置許可処分を違法と主張しているかを法律的に要約してのべた。

第 3 4 回 公 判

結 審 の 予 定

10月27日(木) 午前10時開廷

○被告側の最終陳述

○原告側の反論陳述

そして、当日出された国の書面に、「ある原子炉が安全であることを一般の人々に最も説得的に示す方法は、おそらく、その原子炉を実際に安全に運転するという事実によってその安全性を示すことであろう」とのべて公判翌日からの営業運転計画を合理化していることをとりあげ、これこそ、まさに国の危険な姿勢を示す以外の何ものでもない、と激しく糾弾した。

菅弁護士は、ECCSが有効か無効かの法廷での論争を例にあげて、実証されていない安全装置をつけ、怪しげな計算でその機能を保証するといったやり方が適法かどうかの判断は、まさに裁判所がなすべきことだと強調して国の主張の誤りを指摘した。態野弁護士は、結局のところ現在の安全審査では、安全かどうかを判断する基準は何一つ法律的にきめられていない無法ぶりを暴露し、しかも基準とされているものさえ、他の公害裁判で否定された経済性との調和という考え方を基本的に置いていると厳しく指摘した。

平常運転中にタレ流される放射能による住民の放射線被曝をとりあげた浦弁護士は、安全審査で承認されたデータメな計算を直すだけで、排気筒からの放射性ヨウ素も、また排水口からの液体廃棄物も、不当に高いと原告らによって批判されている現行許容量さえ上回る被曝を与えることを強調した。柴田弁護士は、欠陥を露呈している蒸気発生器についてのべ、その細管破損事故の続発に対し、国側が、いかに見通しと対策を欠いているかということが、本法廷での度重なる弁論を通じて万人の目に明らかになったことを強調し、欠陥品をアキレスけんとした原発を安全と認められたことの違法を指摘した。

地盤、地震の問題を担当した新谷弁護士は、国が四電のごまかしの資料をそのまま認めたことの不当性を指摘し、地震の大きさの過小評価、岩石の圧縮強度のサバ読み、耐震設計用データのごまかし、などを例にあげて糾弾した。燃料担当の井門弁護士は、とくに、事故時に燃料棒の健全性を守るとされているECCSの機能についてのべ、国がそれを有効と見せかけるために、都合の悪いデータを切り捨てたり、企業秘として隠したりした悪どさを暴露し、たとえECCSが作動しても炉心の燃料棒は熔融するとの原告らの主張の根拠を明らかにした。

一方、許可手続の違法性を陳述した平松弁護士は、審査経過を担保する議事録が無いことや、一人で開かれた部会など、誰の目にも明らかな審査のずさんさを指摘するとともに、原発を安全と判断するための法律的な手続が全くきめられていないに等しく、そのことが誤った判断をもたらしたことを強調した。

それぞれの発言が終るたびに、裁判長の制止にもかかわらず、原告団や傍聴席から拍手が送られた。被告の国は、「次回でもいいではないか」との裁判長の意見も拒否し、「原告が三時間もやったのはそれ相当の狙いがあったのだから、こちらも」と強引に30分間の発言を要求し、岩淵検事が陳述した。

岩淵検事の発言内容は、原告らへの誹謗、裁判所へのおどかし、そして泣きごと、の入り混った支離滅裂なものであった。「原告らの主張は、原告らが原発絶対反対の“思想”を持っているということで判断すると理解し易い」と、面倒なことは“思想”のせいにする戦前の悪夢を思い出させる発言。「われわれは、曾野綾子がテレビで言っていた“ブラ

下り族”，すなわち，エネルギーを使いながら文句を言う連中，にならないようにしよう」と，裁判所目あてのエネルギー宣伝。「原告らが指摘したわれわれの悪い点は改めるのにやぶさかではない」とか，「われわれは，あまり発言しない多数の住民や数千，数万の原子力専門家の，声なき声を代弁している。それを十分果し得なかったことを反省している」など，泣きごどめいた発言。「千両役者」の必死のセリフも，法廷にしらけムードをただよわせ，しばしば失笑を買う。

閉廷直後の弁護団席に，傍聴していたある

新聞社のデスクの人がやってきて，「これほどまでに原告側が圧倒し，国が情けない対応しかしていないとは予想もしていなかった」という主旨の感想をのべていたが，当日の弁論の評価は，まさにこの語でつくされている。

弁論終了後，裁判官会議の結果，被告の国側が次回（10月27日）までに最終準備書面を提出した上で，次回に被告側の最終陳述を行うことをきめ，閉廷。

なお公判終了後，松山城公園で，松山地区の労働者を中心とした激励集会が開かれた。

（Q）

伊方2号炉第2回口頭異議申立

科学技術庁，住民側の追及に立往生

9月28日，松山の南海放送会館で伊方原発2号炉の設置許可に対する第2回の口頭異議申立が，科学技術庁を相手に伊方周辺住民の異議申立団によって行われた。異議申立人約30名，傍聴者約10名。1号炉の裁判も結審が近づいて，裁判所の地元，松山市の人々の間でも，1号炉の裁判の行方や2号炉の問題にも再び関心がよみがえりつつあるようだ。話がそれるが，伊方原発から直線距離60km，原発が熔融事故でも起せば2～3千人位の死者はでるかもしれぬ距離の松山市，まして，全国から注目されている伊方原発訴訟では，多くの人々が遠くから眺めて，松山と伊方はほんの近くだと感じている。しかし松山までは，原発の地元の伊方町九町から3時間，近い方の八幡浜で2時間，遠い佐田岬先端の三崎からは4時間かかる。優に新幹線，東京一大阪に匹敵する。やはり，松山の人々の目には，伊方原発は遠くにしかみえにくい。それにもまして，伊方の人々にとって

は裁判や異議申立のために松山まで出かけることは一大事業なのである。

冒頭，松田規制課長は前回，約束の時間がかなり延びたが，今回は5時きっかりに終る約束になっているから守ってくれ。また，今回は安全審査報告書の説明をさせられたが，異議申立は申立人の意見を聞いて帰って検討して決定書に書くのが建前だから，質問ではなく，意見を述べてくれと云う。たちまち，そんな約束もものかわ，「あんたたちや住民を納得させるために来とるんじゃろが。をしらを納得させるまで，時間なんか気にせずとやってくれ」。松田課長は前回，住民の要求に押されて審査報告書の逐条説明を始めたが，途中で，これでは時間が足りないと止めてしまった。結構原子炉の説明など要領良くて評判が良かったので，もっと，ちゃんとやれば評判を取戻せる折角のチャンスだったのに。それがわからないのかしら。もっとも，報告書の方は，これ以上続けたらボロが出そうな

ところがあるのだが。

それで住民側から「時間が足りないということなので、こちらは大巾にゆずって、逐条説明は求めませんが、この報告書では質問もしにくいところがあるので随時説明して下さいをお願いします。理屈をいうようじゃけど、今や原子力の問題は科学者だけで議論するような問題ではなく、住民も理解せんといかん問題になっとる。そじゃから今三の異議申立は、学者先生も入れずに住民だけでやとるんです。だから、あなたがたも地域住民にも理解できるような審査報告書を作ってもらいたかったんですが、残念なことに、この報告書は学者・経験者でもわからないということでございます。この点はよう含んでおいてもらいたい」と釘をさす。

さて本題は地盤、地震問題の続き。八幡浜市民の近藤さんが立つ。原発のかかえる諸問題の中で、唯一この地盤問題のみ地元特有の問題で、ここ伊方では地震の巣、中央構造線が原発の目の前を通っている。一号炉の裁判でも、原発からみて、中央構造線がどこを通っているかで大論争になっている。原発は地震に弱い。パイプの一本も折れれば、ECCSがあてにならない以上、まず大事故につながる。

近藤さんは一つのデータを持っている。漁師をやったことのある近藤さんが八幡浜の友達の漁師の人たちと共に船を出し、魚群探知機で海底の深さを調べたものだ。魚群探知機は船から水の中に音を出し、魚群や海底からこだまが帰ってくるのを聞いて、それがどの深さにあるかをみる機械で、国側が海底地層の音波探査をやったと云っている機械と原理的には同じものだ。そのありあわせの機械で

調べたところ、沖の方から原発、つまり海岸に向って近づいてゆくと、沖の方の海底は割合に平で、それがずっと海岸近くまで続いている。ところが原発を目の前にして、もうぶつかると思うころ急に海が深くなる(約40m)原発の建っている土地の端は、そのままその深みの中につこんでいるという。そして、その深みは佐田岬半島の海岸に添ってかなり長くのびている。(わかっているだけで20km)つまり、原発の建っている海岸にそって長い溝があり、原発はその崖っぷちに建っていることになるということである。

1号炉裁判の地盤論争で、国側は、中央構造線は原発から5~8km沖を通っているといい、住民側の萩野証人の研究では原発のすぐ目の前を走っているとしている。国側は安全だというために、地震の巣の中央構造線はできるだけ遠くにあることにしたいのだ。だが、中央構造線は大断層だから地層の裂れ目にそって、裂れ目の両側は地層が大きく喰違っている。云いかえれば、海底なら深さが急に違っても不思議にない。それなのに沖の方は平で、そんな喰違いらしいものもないのに海岸の目の前に大きな溝がある。これが中央構造線でないという保証はあるのか?とこれが近藤さんの云い分である。

国側は「中央構造線は古い断層だから上から新しい地層がかぶさって平になっているので海底の表面をみただけではわからない。魚探では表面しかわからないでしょう」と住民側の調査にケチをつけようとした。なんのなんの、「こっちは沖に断層があるともないとも云ってない。だが現実にあるこの溝はなんだ?ボーリングをやって調べたことがあるのか?そもそもこの溝のあることを知っていた

のか？」と急迫撃。ところがこの溝のことを科学技術庁は知らなかったのです。それは四電の出した資料の中に書いてなかったからです。驚いてはいけません。科学技術庁は正しいのです。なにしろ安全審査のタテマエは申請者（四電）が出した資料によって、書類上で検討、審査することなのですから。まるで四国の資料になれば、どんな断層でも、この世の中に存在しないみたい。

ボーリングについても、炉の乗る陸地と一部埋立をした小さな入江についてだけボーリング調査をやり、沖の方へはやっていない点をつかれ、「断層についても、ボーリングだけですべてがわかるものではないし、専門家が総合的に判断するものなんです」とか、「炉心直下の地盤などはもちろん調べるが、周辺のものについては地震とか、原子炉サイトに何らかの影響のあるものだけについてボーリング調査をやるのです」とかいう。

ついに、住民側から「あなた方が今日ここへ来られたのは、原子力というものを住民の方々に理解していただきたいということで来られたんでしょう。それなら、ボーリングさえもやっておらない、唯書類だけであんた方は判断なさる、その判断によって、われわれの命は左右される。もし地震があって原発が爆発したら、われわれの尊い命は無くなってしまふ。そんなことがおこったら、あんた方どうやって責任を取るのか？そんなことで住民を納得させられると思うのか。調査しな

すと約束しなさい」と一喝された。それでも、今日は皆さん方のご意見を聞いて帰るだけの建前ですと、ロープに追いつめられながらの必死の防戦。そのあたりで、住民側が一応他の問題も一あたりやっておこうということにしたため、ゴングに救われた感じ。

その後、国側は5時の幕切れ近くに、再びヨード被曝でつまずいた。国側がみかんについてやった計算をそのまま菜っ葉を食べることにして計算したら、大人で被曝線量は350ミリレムにもなった。この値は、国がこの位にしたいという目標値5ミリレムをはるかに越え、法的な許容値500ミリレムにせまる。そして、子供の場合には1400ミリレムと国の基準値さえ越える。こうした重要なことについて返答ができなくなり、遂に、後で調べて返事をするということになるまでに6時までかかってしまった。約束の時間が過ぎたのは、こちらのせいではない。返答ができないのが悪いのだ。

今回、住民自身による調査が大きくものをいった。2号炉の異議申立団には若人が多い。このような事実をふまえた原発との対決はますます力強くなるだろう。原発の温排水の影響はもう出はじめているともいう。それを原発周辺の人々が調査をはじめるといふ。伊方原発は9月30日から営業運転に入った。だが、伊方の原発との斗いはこれから、さらに根強くなるだろう。（支援する会会員OZ）

最終準備書面ができました！

1頁でお知らせしましたように、9月29日の公判に最終準備書面を提出することができました。原告らの主張の正しさを、いかに

法的にまとめあげるかに心血をそそがれた弁護団、それに協力された研究者グループ、原稿の整理、校正など面倒なしごとを引き受

けていただいた各法律事務所の皆さん方と、それにご協力いただいた多数の方々、そしてカンパや貸付金で財政を支えていただいた全国各地の皆さん方。そうした多くの方々のご共同作業の成果ででき上がった書面は、被告の国側に決定的な打撃を与えたことでしょう。

最終準備書面（書面の番号13）の内容は以下のようなもので、全部で934頁と、前回の準備書面（12）と同じぐらいになりましたが、こんどは2分冊になっています。代金は今回も1万円ですが、前回同様、支援する会の会員、および作成カンパ、あるいは貸付金をお寄せいただいた方々には特別割引価格でお分けします。必ずお役に立つと思いますし、カンパ活動ともなりますので、まわりの方々にもおしらせいただき、必要部数をお申し込み下さいますようお願い致します。

（事務局）

最終準備書面の内容

- 第1編 本件訴訟における法律上の問題点
 - 第1章 原告適格の存在
 - 第2章 本件許可処分は裁量処分ではない
 - 第3章 原子力発電所の安全性についての法的判断
 - 第4章 審査基準についての問題点
- 第2編 原告らの主張の骨子
 - 第1章 原告らの法律構成
 - 第2章 原告らの主張事実
 - 第3章 むすび
- 第3編 被告準備書面（10）に対する反論およびこれまでの原告主張事実についての補足
 - 第1章 被告主張の「本件訴訟の特質と問題点」に対する批判
 - 第2章 被告主張の「本件許可処分の適法

性」に対する批判

第3章 被告主張の「原子力発電とその背景」に対する批判

第4章 被告主張の「本件原子炉の安全性」に対する批判

第5章 被告主張の「本件原子炉をめぐる自然的立地条件の適合性」に対する批判

会計報告（'77.9/11~10/21）

収入		
会費		53,000
ニュース購読料		90,600
カンパ		134,000
準備書面売上金		165,000
	計	442,600
支出		
ニュース代金		23,300
郵送料		15,230
為替手数料		1,495
33回公判援助費		103,830
（行動費		90,000）
（宿泊費		13,830）
証拠作成費		10,000
事務用品費		6,530
準備書面（12）		
増刷代金残額		220,000
	計	380,385
差引		62,215
		（借入金返済）
借入金合計		1,643,808
	0	

○最終準備書面作成や反論書証作成など、結審準備のために、前月から、ニュースの発送が遅れましたことをお詫びします。

○最終準備書面作成のために、全国各地の皆さん方からつぎのように多額の資金をお寄せいただきました。ご協力有難うございました。

貸付金として	2,010,000円
カンパとして	55,000
計	2,065,000
	（事務局）